

法人設立に際し税務上の手続きの仕方

1. 税務署へ提出するもの

(1) 法人設立届出書 次書類を添付

- ① 定款等の写し
- ② 会社の登記簿謄本
- ③ 株主等の名簿(定款等の写しにあれば不要)

(2) 青色申告の承認申請書 設立した日から3ヶ月以内又はその事業年度の終了の日
かいずれか早い日までに提出

(3) 給与支払事業所等の開設届出書

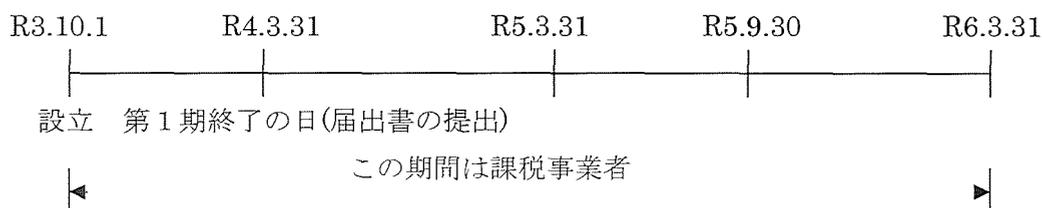
(4) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する届出書(常時従業員が10人未満の事業所)
申請書を提出した月の翌月から適用

(5) 消費税課税事業者選択届出書(多額の設備投資をしている場合)

・設立事業年度の末日までに提出

※ ただし、この届出を提出すると、最低設立の日から2年を経過する日の属する事業年度までは課税事業者として申告しなければならないので、注意して提出する必要がある。

<具体例>



2. 県税事務所へ提出するもの 法人設立届出書とともに次のものを添付

- (1) 定款等の写し
- (2) 会社の登記簿謄本
- (3) 株主等の名簿(定款等の写しにあれば不要)

3. 市町村役場へ提出するもの 法人設立届出書とともに次のものを添付

- (1) 定款等の写し
- (2) 会社の登記簿謄本
- (3) 株主等の名簿(定款等の写しにあれば不要)